龍谷大学大学院

法学研究

第 25 号

龍谷大学大学院

法学研究

第25号

目 次

論文

	女が生きづらさを感じない社会をつくるために必要なこと ――若年女性の居場所「わかくさリビング」の活動を通して―― 北 川	美	里	(1)
	威主義体制下シリアの国家再建像 統治主体の差異を通じた比較研究 **********************************	実	結	(17)
	イツにおける電磁的記録媒体の通覧について ドイツ刑事訴訟法第110条に関する議論から得られる日本の電磁的記録媒 捜索差押えに関する問題への若干の示唆 藤 本		平	(39)
要	旨······		••••	(57)
2022	2年度 修士論文・課題研究題目			(61)

2022 年度 修士論文·課題研究題目

題目	作	多、	S =	Ė
未成年責任無能力者の監督義務者の免責について	関	本	直	希
権威主義体制下シリアの国家再建像 ——統治主体の差異を通じた比較研究——	谷		実	結
電磁的記録媒体の捜索差押えとそれに対する法的規律について ――ドイツ刑事訴訟法第110条の通覧規定との比較法研究による 日本の電磁的記録媒体の捜索差押えの議論の分析――	藤	本	航	平
小規模宅地等の特例たる「生計を一」にしていたに関する一考察	中	村	咲	子
少女が生きづらさを感じない社会をつくるために必要なこと ――若年女性の居場所「わかくさリビング」の活動を通して――	北	Л	美	里
森林経営管理法の現状と課題 奈良県吉野林業地域を素材に	北	村	達	也
DAO(分散型自律組織)の実践的法律論 ——NFT の発行・運営組織たる日本の DAO を中心にして——	寺	本	俊	孝

執筆者紹介 (掲載順)

北 川 美 里 本学法学研究科修士課程修了

谷 実 結 本学法学研究科修士課程修了

藤 本 航 平 本学法学研究科修士課程修了

中 村 咲 子 本学法学研究科修士課程修了

龍谷大学大学院 『法学研究』内規

制 定 1999年10月6日 一部改正 2001年3月22日

(目的と名称)

- 第1条 龍谷大学大学院法学研究科院生の学術研究の奨励及びその成果の発表のため、学術 雑誌を年1回発行する。
 - 2 この学術雑誌を『法学研究』と称する。

(『法学研究』の構成)

第2条 『法学研究』には、修士論文、課題研究及びその他の研究成果(以下「論文」という。)並びに修士論文要旨及び課題研究要旨(以下「要旨」という。)を掲載する。

(論文提出資格)

- 第3条 『法学研究』に掲載する論文を提出する資格を有する者は下記のとおりとする。
 - ① 大学院法学研究科在籍者。
 - ② 大学院法学研究科修了者。
 - ③ その他編集委員会が認めた者。

(編集委員会)

- 第4条 『法学研究』の編集に関する事項を管掌するため、『法学研究』編集委員会(以下 「委員会」という。)をおく。
 - 2 委員会は、大学院法学研究科所属の専任教員3名により構成する。
 - 3 委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。
 - 4 委員会に委員長をおく。委員長選出は委員の互選による。
 - 5 委員会の招集は、委員長がおこなう。

(論文及び要旨の掲載手続)

- 第5条 論文は、委員会の定めた募集要項に基づき、本内規第3条に該当する者よりこれを 公募する。
 - 2 前項の論文のうち、原則として修士課程における指導教員の推薦に基づき、委員会 が承認したものを掲載する。
 - 3 要旨は、原則として前年度修士課程修了者全員の修士論文要旨及び課題研究要旨を 掲載する。

(事務)

第6条 『法学研究』に関する事務は、研究部がおこなう。

付 則

第1条 この規程は、1999年10月6日より施行する。

付 則(2001年3月22日第6条改正)

第1条 この規程は、2001年4月1日より施行する。

CONTENTS

Articles

How to Create the Society Where Girls Could Not Feel Any Difficulties on Their Living:
A Case Study of Kyoto WAKAKUSA Community Misato Kitagawa (1)
The Images of Rebuilding the Syrian State under the Authoritarian Regime:
Comparative Analysis Focusing on Differences in Governing Entities Miyui Tani (17)
Durchsicht von elektronischen Speichermedien in Deutschland:
Einige Hinweise für Frage der Durchsuchung und Beschlagnahme
von elektronischen Speichermedien in Japan aus der Diskussion
über § 110 StPO in Deutschland······ Kohei Fujimoto (39)

龍谷大学大学院法学研究編集委員会

委員長 松尾秀哉 委 員 山田卓平

龍谷大学大学院法学研究

第 25 号

2023年8月25日 印刷 2023年8月31日 発行

> 編 集 発

行

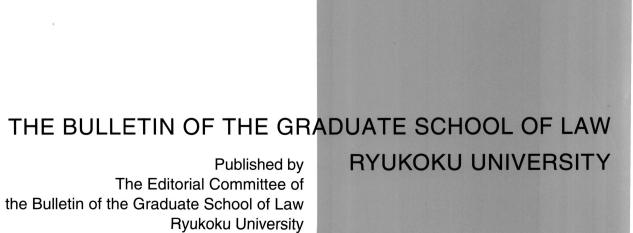
龍谷大学大学院法学研究編集委員会

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67

電話 075-645-7922

印 刷 協和印刷株式会社

> 〒615-0052 京都市右京区西院清水町13 電話 075-312-4010



Kyoto, Japan